

令和7年度 治郎丸中学校いじめ防止基本方針（概要版）

稲沢市立治郎丸中学校

【いじめの防止に対する基本的な考え方】

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為です。本校は、いじめほどの生徒も被害者にも加害者にもなりうる問題ととらえ、未然防止と早期発見に向けて、学校全体で迅速かつ組織的に取り組んでいきます。

いじめの防止等に関する具体的な取組について

〈未然防止の取組〉

- ア 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図ります。
- イ 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長できる集団づくり、いじめを生まない集団づくりを進めます。
- ウ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努めます。
- エ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導します。

〈早期発見の取組〉

- ア 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整えます。
- イ 治中ノートを活用し、ささいな兆候を見逃さないように努めます。
- ウ 生徒への心のアンケート（学校適応感尺度アセス【ASSESS】）や教育相談を定期的実施して状況を把握し、生徒の小さなサインを見逃さないように努めます。
- エ スクールカウンセラーや心の教室相談員、オンライン相談窓口「心のポスト」、いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整えます。

〈いじめの発見時の対応〉

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ不登校対策委員会」を中心に組織的に対応します。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応します。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行います。
- エ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行います。
- オ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察とも連携して行います。

〈重大事態への対応〉

- ア 重大事態が生じた場合は、迅速かつ組織的に対応するとともに、速やかに教育委員会に報告し、当該事態の調査、生徒のケア等、最優先に重大事態の解決に向けて取り組みます。
- イ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、稲沢警察署、一宮児童相談センター、名古屋法務局一宮支局等の関係機関との連携のもと、加害者及び被害者への対応をします。

〈学校の取組に対する検証・見直し〉

- ア 「学校いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCA サイクルで見直し、実効性のある取組になるように努めます。
- イ 学校生活に関する教職員による取組評価アンケート及び保護者への学校評価アンケートを年に2回実施し、いじめ不登校対策委員会がいじめに関する取組の検証を行います。
- ウ いじめが「解決している」場合でも、日常的に観察するなど、再発防止に努めます。